



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http:// www.
okamoto-pat.jp/

2018 JULY / 207号

★ 結合商標の類否 ★

商標の仕事をしていてよく聞かれる質問の一つは、結合商標の類似問題です。「『A と B』 からなる結合商標（例：「SAMURAI BLUE」）について調査したところ、先願商標『A』（「SAMURAI」）及び『A と C』 からなる商標（例：「SAMURAI SPIRITS」）が見つかった。これらの商標は互いに類似することになるだろうか。」というような質問が代表的です。

商標審査基準によれば、類似することになる典型例として次のようなケースが挙げられています。

① 識別力を有しない文字を構成中に含む場合

例：指定役務「写真の撮影」について、「スーパーライオン」と「ライオン」は類似する。
（理由：「スーパー」は、役務の質を表示するから。）

② 需要者の間に広く認識された商標を構成中に含む場合

例：指定役務「航空機による輸送」について「JALFLOWER」と「JAL」は類似する。
（理由：「航空機による輸送」について「JAL」は著名だから。）

それはもっともですが、現実には難しいケースが多く、専門家の間でも判断が分かれることが多いのも事実です。下記事例は「ニュース」というほど新しくはないのですが、裁判所の結論が正反対となった2つの判例です。

判決	本件商標（被告商標）	本件商標指定商品	引用商標（原告商標）	裁判所の結論
1	ゲンコツメンチ （標準文字）	第30類 メンチカツを材料として用いたパン、ほか	ゲンコツ（標準文字）	非類似
2	ゲンコツフロッケ	第30類 コロッケ入りのパン、ほか	ゲンコツ（標準文字）	類似

(1) 上記判決1（平成28年（行ケ）第10164号）の判決理由

○本件商標と引用商標は、右側部分における「メンチ」の文字の有無という相違があり、外観において相違する。

○本件商標は、「ゲンコツメンチ」の称呼を生じるのに対し、引用商標は、「ゲンコツ」の称呼を生じるから、称呼において相違する。

○本件商標は、「にぎりこぶしのような大きさで、丸みと厚みがある形状の、挽肉を原材料とした加工食品」という観念を生じ得るのに対し、引用商標は、「にぎりこぶし」という観念を生じるのであって、観念において相違する。

○本件商標は、「ゲンコツ」の文字部分と「メンチ」の文字部分がいずれも辞書に掲載されている語であることから、その組合せであると解されるものではあるが、文字のみの商標であって、図形などとの組合せではなく、しかも、全ての文字が、標準文字で、一連に横書きされており、各文字は、同じ字体、大きさ及び間隔で、一体的に表記されている。

（裏面へ続く）

(前面より)

○本件商標の全体の文字数は、7文字で、多くはないところ、その称呼は、「ゲ」と「メ」の母音がいずれも「エ」、その次に続く音がいずれも「ン」であり、韻を踏んだ状態になっており、リズム感があることから、全体として、7文字であるにしては、簡潔で歯切れのいい印象を与える。

○食品、特に単品で販売されることのある加工食品で、一定程度の大きさと、丸みと厚みのある形状であり得るものについては、その大きさや形状を表すために「げんこつ」、「にじりこぶし」、「こぶし」という語を使用し、これを加工食品の名称と組み合わせて、商品の名称とされることがあると解されるのであって、前記のような加工食品の取引の場面においては、「げんこつ」又は「ゲンコツ」という語が、商品の大きさや形状を象徴的に表す語として解されることもあるといえる。

○「挽肉にみじん切りにした玉葱などを加えて小判型などにまとめ、パン粉の衣をつけて油で揚げた料理」を、「メンチカツ」ではなく、「ミンチカツ」という地域もある。

○インターネット上においては、平成27年9月19日の時点で、「メンチカツ」を「メンチ」と略する旨の記載もあるが、その他に「メンチカツ」を「メンチ」と略することを裏付ける証拠はない。「メンチ」の語は、「メンチカツ」を表す名詞として、全国の取引者、需用者に、それほど普及しているとはいえない。

○本件商標において、「ゲンコツ」の文字部分だけが、取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとはいえないし、「メンチ」の文字部分からは、出所識別標識としての称呼、観念が生じないともいえない。

(2) 上記判決2(平成29年(行ケ)第10169号)の判決理由

○本件商標は、「ゲンコツ」と「コロッケ」の結合商標と認められるところ、その全体は8字8音とやや冗長であること、上記のとおり「コ」の字がやや大きいこと、「ゲンコツ」も「コロッケ」も上記の意味において一般に広く知られていることからすると、本件商標は、「ゲンコツ」と「コロッケ」を分離して観察することが取引上不自然と思われるほど不可分的に結合しているとはいえないものである。

○本件商標の構成のうち「コロッケ」の部分は、指定商品の原材料を意味するものと捉えられ、識別力がかなり低いものである。これに対し、上記のとおり、「ゲンコツ」は、食品分野において、ゴツゴツした形状や大きさがにぎりこぶし程度であることを意味する語として用いられることがあることから、「ゲンコツコロッケ」は、「ゴツゴツした、にぎりこぶし大のコロッケ」との観念も生じ得るが、常にそのような観念が生ずるとまではいえず、また、本件商標の指定商品の原材料である「コロッケ」は、ゴツゴツしたものやにぎりこぶし大のものに限定されていないのであるから、「ゲンコツ」は、「コロッケ」よりも識別力が高く、需要者に対して強く支配的な印象を与えるというべきである。(中略)本件商標の要部は「ゲンコツ」の部分であると解すべきである。

○本件商標の要部「ゲンコツ」と引用商標とは、外観において類似し、称呼を共通にし、観念を共通にする。したがって、両者は、類似しているものと認められる。

(3) 感想

上記2つの判決は、原告被告の当事者は同じですが、判決を下した裁判官は異なります。判決の結論に大きな影響を及ぼしたのは、「ゲンコツ」に付加された「メンチ」と「コロッケ」の部分です。

「コロッケ」は誰でも知っている揚げ物です。「メンチ」は「ミンチ」ともいい、「細かく刻んだ肉。挽肉」をいいます。「メンチ」は東日本で使用されることが多く、大阪を含め西日本では一般に「ミンチ」というようです。しかも、「メンチ」だけでは「挽肉」を表すにすぎず、必ずしも「メンチカツ」を表すとは限りません。上記判決では、「『メンチ』の語は、『メンチカツ』を表す名詞として、全国の取引者、需用者に、それほど普及しているとはいえない」、と述べています。

そのため、「『メンチ』の文字部分からは、出所識別標識としての称呼、観念が生じないともいえない。」、すなわち、顕著性がないとは言えない、ということになりました。

このようにほんのわずかな相違で結論が正反対になることがあります。